

変更届出・廃業等届出 添付書類一覧表

No.	変更内容	提出書類	引取業		フロン類 回収業	
			個人	法人	個人	法人
1	氏名、名称、住所	①住民票の写し(※1)(※2) ②商業登記事項証明書(※2) ③欠格要件に該当しない旨の誓約書	◎	—	◎	—
2	役員	①商業登記事項証明書(※2) ②欠格要件に該当しない旨の誓約書	—	◎	—	◎
3	事業所の名称、所在地	①欠格要件に該当しない旨の誓約書	◎			
4	事業所の追加	①フロン類が含まれているかどうかの確認体制を説明する書類 ②フロン類回収設備の所有権などを証する書類(※3) ③フロン類回収設備の種類及び能力を説明する書類(※4) ④欠格要件に該当しない旨の誓約書	◎	◎	—	—
5	未成年者である場合、その法定代理人の氏名及び住所	①(法定代理人が個人の場合)住民票の写し(※1)(※2) ②(法定代理人が法人の場合)商業登記事項証明書(※2) ③欠格要件に該当しない旨の誓約書	◎	—	◎	—
6	フロン類が含まれているかどうかの確認体制	①フロン類が含まれているかどうかの確認体制を説明する書類 ②欠格要件に該当しない旨の誓約書	◎	◎	—	—
7	回収しようとするフロン類の種類、フロン類の回収設備の種類(※5)・能力・数	①フロン類回収設備の所有権などを証する書類(※3) ②フロン類回収設備の種類及び能力を説明する書類(※4) ③欠格要件に該当しない旨の誓約書	—	—	◎	◎
8	廃業等の届出(※6)	①事実が確認できる書類(※7) ②第三者による届出の場合、登録事業者との関係が証明できる書類 ③登録(変更登録)通知書原本	◎			

※1 本籍(外国人にあつては住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第30条の45に規定する国籍等(以下「国籍等」という。))の記載があるもの

※2 発行後3か月以内のもの

※3 所有権がある場合:納品書、領収書、購入契約書、販売証明書の写しなど
借用などの場合:借用契約書、管理要領書、共同使用協定書の写しなど

※4 仕様書、取扱説明書、カタログの写しなど

- ※5 回収設備の種類の変更となるケース : 「CFC用」と「HFC用」をそれぞれ1台所有していたが、
「CFC・HFC兼用」を1台追加(又は買い換え)した場合
回収設備の種類の変更とならないケース : 「CFC・HFC兼用」を1台所有していたが、さらに
「CFC・HFC兼用」を2台追加(又は買い換え)した場合
→フロン類回収設備の数の変更
- ※6 次のいずれかに該当することとなった場合は、その日から30日以内に廃業等届を提出しなければなりません。
【①死亡した場合】その相続人
【②法人が合併により消滅した場合】その法人を代表する役員であった者
【③法人が破産手続開始の決定により解散した場合】その破産管財人
【④法人が合併及び破産手続開始の決定以外の理由により解散した場合】その清算人
【⑤引取業又はフロン類回収業を廃止した場合】引取業者又はフロン類回収業者であった個人又は法人を代表する役員
- ※7 除籍証明書、閉鎖登記簿、破産宣告書など

○ 留意事項

- ・変更又は廃業等の日から30日以内に提出してください。
- ・変更登録通知書の郵送を希望する場合は、宛名を記載したレターパックプラス(520円)を変更届出書と併せて提出してください。

○ 提出先

- ・事業所の所在地を管轄する環境森林事務所又は環境管理事務所

提出先	住所及び電話番号	管轄区域
県西環境森林事務所 環境部環境対策課	〒321-1263 日光市瀬川 51-9 0288-23-1000	鹿沼市、日光市
県東環境森林事務所 環境部環境対策課	〒321-4305 真岡市荒町 116-1 0285-81-9002	真岡市、上三川町、益子町、茂木町、 市貝町、芳賀町
県北環境森林事務所 環境部環境対策課	〒324-0056 大田原市中央 1-9-9 0287-22-2277	大田原市、矢板市、那須塩原市、 さくら市、那須烏山市、塩谷町、 高根沢町、那須町、那珂川町
県南環境森林事務所 環境部環境対策課	〒327-8503 佐野市堀米町 607 0283-23-4445	足利市、佐野市
小山環境管理事務所 環境部環境対策課	〒323-0811 小山市犬塚 3-1-1 0285-22-4309	栃木市、小山市、下野市、壬生町、 野木町